

患者さん及び家族の方へ

## 選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、  
入院基本料の15%は特定療養費として患者さんの負担となります。

当院では、入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者さんの負担になります。

**急性期一般入院料1 …… 一日につき2,728円(消費税10%込)**

ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重傷者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

**独立行政法人国立病院機構宇都宮病院長**